

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループの設置について

1 設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

2 構成等

- (1) 構成員は、社会保障審議会の専門委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3 主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

4 その他

会議は、原則公開とする。

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策関するワーキンググループ構成員

(五十音順・敬称略)

| 委員名 | 所 属 |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 相澤 仁 | 大分大学福祉健康科学部 教授 |
| 安部 計彦 | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授 |
| 江口 晋 | 大阪府中央子ども家庭センター 所長 |
| 奥山 眞紀子 | 日本子ども虐待防止学会 理事長 |
| 加藤 久美子 | 本庄市保健部子育て支援課 課長 |
| 加藤 雅江 | 杏林大学保健学部健康福祉学科 教授 日本精神保健福祉士協会 常任理事 |
| 栗延 雅彦 | 和泉乳児院 施設長 全国乳児福祉協議会 総務委員長 |
| 栗原 直樹 | 日本社会福祉士会 副会長 |
| 小島 健司 | 埼玉県伊奈町 健康福祉統括監 全国町村会 |
| 小山 菜生子 | 児童家庭支援センター かわわ センター長 全国児童家庭支援センター協議会 幹事 |
| 才村 純 | 東京通信大学 教授 |
| 佐藤 杏 | 国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センターソーシャルワーカー 日本医療社会福祉協会調査研究部 周産期・小児領域担当 |
| 高橋 誠一郎 | 社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長 兼事務局長 全国児童養護施設協議会 副会長 |
| 津崎 哲郎 | NPO法人児童虐待防止協会 理事長 |
| 西澤 哲 | 山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授 |
| 藤林 武史 | 福岡市こども総合相談センター 所長 |
| 増沢 高 | 子どもの虹情報研修センター 研究部長 |
| ○ 松本 伊智朗 | 北海道大学大学院教育学研究院 教授 |
| 宮島 清 | 日本社会事業大学専門職大学院 教授 |
| 村松 幹子 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長 全国保育士会 会長 |
| 森井 啓 | 滋賀県健康医療福祉部こども・青少年局家庭支援推進室 室長 全国知事会 |
| ◎ 山縣 文治 | 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授 |

◎座長 ○座長代理